

扇町クリーンセンタードッグラン 利用規約

はじめに

ドッグランは、飼い犬がリード無しで自由に走りまわれる施設です。飼い犬のストレス解消はもちろんのこと、他の飼い犬とふれあうことができ、社会性を身につけることができる貴重な場所でもあります。

社会性を身につけるためには、あらかじめ飼い犬のしつけも大切ですが、それ以上に飼い主の皆様がルールとマナーをきちんとご理解いただき、しっかりと守っていただくことが最も大切なことです。

そこで、ご利用される皆様が楽しく、有意義なお時間を過ごしていただくために、以下の利用規約を必ずお読みいただき、良識ある対応をお願いいたします。

1 利用時の注意事項

- (1) 小さいお子様連れの場合には、お子様の行動に十分注意してください。中学生以下のご利用は、保護者の同伴が必要です。
- (2) 利用者の方々が仲良く譲り合いながら、利用者の責任においてご利用ください。
- (3) ドッグラン内でのトラブル（事故、負傷、死亡、咬みつки、盗難等）は、管理者は一切責任を負いません。当事者同士の責任で解決してください。
- (4) 入口は、二重扉になっています。扉はふたつを同時に開けず、片方ずつ開け閉めしてください。万が一、フェンスの外に逃避した場合の事故に関しては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 地面の凹凸や石、植物などに注意して利用し、犬が掘った穴などは、必ず埋めてください。
- (6) 犬のふんは必ず持ち帰ってください。
- (7) 犬が排尿してしまった場合は、水をまいて処理してください。
- (8) 制限時間はありませんが、混雑時は譲り合ってご利用ください。
- (9) 1人の飼い主がノーリードで入場できるのは2頭までとします。ただし、2頭を見守れない場合は1頭ずつ、リードをつけてください。

2 利用条件

- (1) 以下に該当する場合は入場できません。
 - ア 利用規約に同意していただけない方。
 - イ 利用申請書に未記入の事項がある方。
 - ウ 狂犬病予防注射を令和6年度以降に受けていない犬。又は、狂犬病予防注射の接種を証明できる書類を持参していない方。
 - エ 病気の犬、発情期の犬、闘犬、他の犬又は利用者に恐怖感を与える犬等。
 - オ 犬以外の動物を連れている方。
 - カ 犬を連れていない方。
- (2) 利用規約を守れない場合や、他の犬・飼い主とのトラブルが発生した場合など、他の犬・利用者の安全確保のため退場していただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 管理者から指示があった場合は、それに従ってください。

3 ドッグランエリア内での禁止事項

- (1) 飼い犬から目を離すこと。
- (2) ボール、フリスビー等の遊具やクリッカー等の音が出るしつけ用具を利用すること。
- (3) 飼い主及び犬が食事すること（ただし、水分補給は可能です）。
- (4) 犬にシャンプーやブラッシングすること。
- (5) 喫煙及び火気や危険物の持ち込み。

4 その他

- (1) 利用申請書に記入していただいた情報については、ドッグランの管理以外の目的では利用いたしません。
- (2) 飼い犬が人又は他の犬を咬んだ時は、噛んだ犬の飼い主が翌月曜日以降に必ず「飼い犬事故届出書」を小田原保健福祉事務所（0465-32-8000）に提出してください。また、この場合において、犬に咬まれた人は任意で「犬によるこう傷届」を小田原保健福祉事務所に提出することができます。